

市民参加実施予定シート

予 定
令和4年10月1日時点

担当課（ 指導課 いじめ防止相談対策室 ）

1 市民参加の手續 実施予定について

タイトル	教育委員会のいじめ防止に対する取り組み	市が考える 市民等への影響	メリット ・いじめに対する教育委員会の姿勢を示すことができる。 ・児童生徒がいじめに不安を感じるようになる。 デメリット ・特に無し
正式名称	流山市いじめ防止基本方針		
概要	令和2年度から教育委員会にいじめ防止相談対策室ができたため、より実効性があり具体的な方針を示すため、その全部を改正するもの。		

(1) 市民参加の対象事項について

市民参加の対象事項に該当するもの（条例第5条第1項及び第4項）	市民参加の手續を実施しないもの（第5条第2項の規定）
(1) 基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更	(1) 軽易なもの
(2) 行政の運営に関する基本方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃	(2) 緊急に行わなければならないもの
(3) 公共施設の設置に係る計画の策定又は変更	(3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準により行うもの
(4) 市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃	実施しない詳しい理由
(5) 条例以外で定める市民が納付すべき金銭のうち、規則で定めるものの額の設定又は改定に係る基本方針の策定又は変更	
第5条第4項の規定により、対象事項ではないが、市民参加を行う場合	

(2) 市民参加の手法について

市民参加の方法（条例第6条第1項）					
実施方法	実施予定時期	参加が期待される市民等	その他特記事項	左記の市民参加の方法を選択した理由・実施時期（流れ）を選択した理由	
複数実施	審議会等	令和3年11月から令和4年3月まで	審議委員（専門家）	いじめ対策調査会	審議会等：流山市いじめ防止対策推進条例第16条第2項第2号の規定による。基本方針の原案作成とパブコメ後の修正の確認に関わるため、作成期間全体を実施期間とする。 パブリックコメント：いじめ基本方針は児童生徒のほか、保護者、地域にも関わるため。 その他：本基本方針で、学校のいじめ対策についても規定することから、児童生徒及び教職員の意見を聞くため。
	パブリックコメント手續	令和4年2月から3月まで	全市民等	子どもに関する市設に特に周知する。	
	その他	令和3年11月から12月まで	市内小中学校児童生徒・教職員	小学校児童会 中学校生徒会 教職員	

(3) 市民参加のスケジュール（予定）

令和2年度		令和3年度											令和4年度		
4～9月	10月～3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4～9月	10月～3月
			← 原案作成							審議会等意見照会			パブリックコメント		
										学校関係意見照会					教育委員会議等

2 当初予定からの変更履歴

変更項目	変更日	変更内容・理由	変更項目	変更日	変更内容・理由